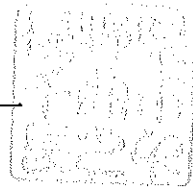


千曲市告示第76号

千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月10日

千曲市長 小川 修 一



千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱

千曲市太陽光発電システム及び蓄電システム設置補助金交付要綱（令和5年千曲市告示第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、自家消費型再生可能エネルギーの活用促進を図るため、住宅用太陽光発電システム、蓄電システム及びV2H充放電システム（以下これらを「電力システム等」と総称する。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電システム 太陽電池モジュール及び電力変換装置から構成されるシステムで、一つのパッケージとして扱われている機器をいう。
- (2) 蓄電システム 蓄電池部及び電力変換装置から構成されるシステムで、一つのパッケージとして扱われている機器で発電システムに連結する機器をいう。
- (3) V2H充放電システム 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）からの電力の取出し及び電気自動車等への充電により、電気自動車等と建物との間で電力を相互に供給するためのシステムの総体をいう。
- (4) 補助対象機器 新たに購入する未使用の発電システム（太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満の端数については四捨五入する。））又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値が10キロワット未満のものをいう。）及び蓄電システムをいい、V2H充放電システムは、国が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象設備として登録のあるものをいう。
- (5) 既存住宅 補助金の交付申請時において完成後1年以上が経過しているものをいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する既存住宅（店舗、事業所等と兼用するものを含む。）に電力システム等を設置しようとする者で、市税等を滞納していない者とする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 発電システム及び当該発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを同時に設置する事業
- (2) 既に設置された発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを設置する事業
- (3) 発電システム及び当該発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを同時に設置する事業
- (4) 既に設置された発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを設置する事業
- (5) 発電システム及び当該発電システムと組み合わせて使用する蓄電システム及びV2H充放電システムを同時に設置する事業
- (6) 既に設置された発電システムと組み合わせて使用する蓄電システム及びV2Hシステムを同時に設置する事業

（補助対象機器の設置場所）

第5条 補助対象機器の設置場所は、補助対象者が居住する千曲市内の既存住宅とする。この場合において、太陽電池モジュールは、当該既存住宅の屋根又は壁に設置するものとし、やむを得ない理由により当該住宅の屋根上に設置できない場合は、市長の承認を得た上で、その敷地内に設置することができるものとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第6条 補助対象経費及び補助金額は、次に定めるところによる。

補助対象機器	補助対象経費	補助金額
発電システム及び蓄電システムの同時設置	対象機器の購入及び設置工事に関する費用	対象経費の10分の1に相当する額。ただし、15万円を限度とする。
蓄電システム設置		対象経費の10分の1に相当する額。ただし、10万円を限度とする。

発電システム及びV2H充放電システムの同時設置		対象経費の10分の1に相当する額。ただし、10万円を限度とする。
V2H充放電システム設置		対象経費の10分の1に相当する額。ただし、5万円を限度とする。
発電システム、蓄電システム及びV2H充放電システムの同時設置		対象経費の10分の1に相当する額。ただし、20万円を限度とする。
蓄電システム及びV2H充放電システムの同時設置		対象経費の10分の1に相当する額。ただし、15万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

第7条 補助の回数は、1件の既存住宅につき1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、電力システム等設置工事の着工前に、千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- (2) 機器の仕様が確認できる仕様書又はカタログの写し
- (3) 設置予定箇所の位置図
- (4) 設置前の状況を示す写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、適当と認めるときは千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金不交付通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金申請の内容を変更しようとするときは、千曲市既存住

宅エネルギー自立化補助金変更届（様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（申請の取下げ）

第11条 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その理由を付した書面をもって市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、電力システム等の設置及び支払が完了したときは、完了した日から30日以内又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 設置状況を示す写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交付額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を確定し、千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金交付確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の規定により交付確定を受けた補助対象者は、千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金交付請求書（様式第7号）を提出し、市長はこれに基づき補助金を交付する。

（決定の取消し）

第15条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月10日から施行し、この告示による改正後の千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の千曲市太陽光発電システム及び蓄電システム設置補助金交付要綱に基づき交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

住 所
氏 名
電 話

年度既存住宅エネルギー自立化補助金の交付を受けたいので、
交付要綱第8条の規定により申請します。

設置場所	千曲市		
補助対象機器の区分（該当に✓）	<input type="checkbox"/> 発電システム及び蓄電システム <input type="checkbox"/> 蓄電システムのみ <input type="checkbox"/> 発電システム及びV2H充放電システム <input type="checkbox"/> V2H充放電システムのみ <input type="checkbox"/> 発電システム及び蓄電システムとV2H充放電システム <input type="checkbox"/> 蓄電システムとV2H充放電システム		
完了予定	年 月 日頃		
機器の仕様	発電システム	メーカー・品番	
		定格出力	kwh
		パワーコンディショナの定格出力	kwh
		設置場所	1 住宅の屋根又は壁 2 上記1以外の場所（ ）
	蓄電システム	メーカー・品番	
		最大蓄電容量	kwh
V2H充放電システム	メーカー・品番		
	CEV補助金対象		
補助対象経費	円		

（添付書類）

- ① 補助対象経費の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- ② 機器の仕様が確認できる仕様書又はカタログの写し
- ③ 設置予定箇所の位置図
- ④ 設置前の状況を示す写真
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの

個人情報閲覧同意書

申請に当たり、千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金補助金交付要綱第3条に規定する条件を満たす者であることを証するため、市が私に係る住民基本台帳情報及び市税等納入状況を閲覧することを同意します。

署名

第 号
年 月 日

様

千曲市長

印

千曲市既存住宅エネルギー自立補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度千曲市
既存住宅エネルギー自立化補助金については、次のとおり交付決定しま
す。

1 補助金交付決定額 円

2 交付条件等

(1) 変更の届出

補助対象者は、補助金申請の内容を変更しようとするときは、
千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金変更届を市長に提出し、
その承認を得なければならない。

(2) 申請の取下げ

補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、
その理由を付した書面をもって市長に届け出なければならない。

(3) 実績報告

補助対象者は、補助対象機器の設置及び支払が完了したときは、
完了した日から30日以内又は補助金交付決定のあった日の属する
年度の3月31日のいずれか早い日までに、千曲市既存住宅エネル
ギー自立化補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

千曲市長

印

千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度千曲市
既存住宅エネルギー自立化補助金については、次により不交付としま
す。

（不交付理由）

様式第4号（第10条関係）

千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金変更届

年 月 日

(宛先) 千曲市長

住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、
年度千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金に係る補助対象機
器の設置を次のとおり変更したいので届け出ます。

設 置 場 所	千曲市
変 更 事 項	
変 更 理 由	
変 更 内 容	

様式第5号（第12条関係）

千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）千曲市長

住 所
氏 名
電 話

年度千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金に係る補助対象機器の設置及び支払いが完了しましたので、交付要綱第12条の規定により報告します。

記

指令年月日・番号	年 月 日 第 号
補助金交付決定額	円
設置場所	千曲市
完了年月日	年 月 日

（添付書類）

- ① 領収書の写し
- ② 設置状況を示す写真
- ③ その他市長が必要と認めるもの

様式第6号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

千曲市長

印

千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、 年度千曲市
既存住宅エネルギー自立化補助金については、次のとおり交付を確定し
ます。

1 補助金交付確定額

円

様式第7号（第14条関係）

千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）千曲市長

住 所
氏 名
電 話
印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定を受けた、
年度千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金について、次のとおり交付してください。

1 請 求 額 円

2 振 込 先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	支店 支所
口座種別	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		